



報道機関 各位

記者発表資料  
令和5年3月17日（金）  
問い合わせ先：庁舎管理課  
課長：蓮見  
担当：飯野  
電話：829-1174  
内線：2576

### 自動車検査証の有効期間満了日以後の公用車の公務使用について

庁舎管理課が管理する公用車1台（小型貨物自動車）について、自動車検査証の有効期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していた事案が判明しました。

本市の信用・信頼を損ねたことを市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、再発防止を徹底してまいります。

#### 1 概要

当課職員が令和4年11月8日（火）に車検に必要な継続更新をした自動車損害賠償責任保険証明書を受領したものの、引継ぎをしないまま放置し、車検手を忘れていました。令和5年1月30日（月）に当該車両の自動車検査証の有効期間が満了していたのち、事案が判明した同年2月24日（金）までの25日間にわたり当該車両を6人の職員が計8回、走行距離約181キロメートルを公務で運転していたことが判明しました。

なお、当該車両は、車検満了日以後、運転中の事故はありません。

#### 2 対応状況

- (1) 直ちに当該車両の使用を中止するとともに市が管理するすべての公用車について、自動車検査証の有効期間が切れた車両がないことを確認しました。
- (2) 当該車両の継続検査手続きを進めています。
- (3) 令和5年2月27日（月）に浦和警察署へ報告しました。

#### 3 再発防止策

- (1) 公用車を運転する職員が携行する運行日誌に自動車検査証の有効期間満了日を明示し、使用前に自動車検査証の有効期間満了日の確認を徹底します。
- (2) 庁舎管理課が市保有の公用車の車検満了日を毎月突合し、満了日前に車両の管理者に車検の実施を通知します。
- (3) 庁舎管理課が自賠償保険の継続手続きから車検終了までの進捗を一元的に管理し、複数職員による確認を徹底します。